

第27回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日(水) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室

3. 出席委員(9名)

会長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画(案)策定の要請について
議案第3号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第5号	大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

報告事項

報告第1号	農地法第18条による合意解約について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出申請について
報告第3号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次長	野田	稔雄
職員	鬼木	真理子
職員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第27回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員と9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名します。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、2件の申請がございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。所有権移転分でございます。

 1番は、〇〇さんが規模拡大のため、市街化区域内の県道沿い農地の売買申請でございます。

 2番は、渡人である〇〇さんが遠方で管理が困難なため、親戚で直ぐそばに居住の〇〇さんへ贈与でまとめたものでございます。

 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 それでは次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番は、私でございますので意見を述べさせていただきます。

 申請地は、道路沿いで作付けはされていないものの草刈りの管理はきちんとされているところで、計画では客土をして畑作利用とのことですので問題ないと思えます。申請人の既存の農地については、間接的にですがきちんと作られているということを知っておりますので問題ないと思えます。以上です。

議長 2番は、5番委員ですので意見ををお願いします。

5番委員 現地を確認しに行きましたが、道路沿いの家庭菜園的な場所でずっと耕作されている農地でした。取得予定の方が栽培されていると思われる状況でしたので、何ら

問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地区委員の意見を終わり審議に入ります。
まず、1番案件にご質問がある方は挙手願います
(挙手なし)

議長 挙手がないため質問なしとして採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番案件は、許可に決定します。

議長 続いて2番案件について、質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
挙手がないため質問なしとして採決に入ります。
2番案件を許可に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で2番案件は、許可に決定します。
次に

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 このことについては、113件の申請がございます。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは推進機構取扱いの貸借権設定のものでございます。
大半が貸借更新のもので、新規のもの説明とさせていただきます。
なお、貸借期間の始期が11月1日からのものは、中間管理の期間満了によるものまたは、初めて貸借をされるものでございます。そして、更新始期が11月15日からのものは、利用権満了により中間管理権貸借へ移行するものでございます。
まず1番から53番までは、貸借期間満了による更新でございます。
54番は、新規の貸借で〇〇さんから〇〇さんへ交代のものでございます。
55番と56番は、自作地から〇〇さんへ新規貸借でございます。
58番も新規で自作地を〇〇さんへの貸借申請でございます。
59番から100番までは、期間満了による更新でございます。
101番は、耕作者変更によるもので、〇〇さんから交代後〇〇さんが耕作されるものでございます。集約化のため農家同士で整理をされているものの一つでございます。このため解約が38ページにございます。
102番から108番までは満了による更新でございます。

109番は新規のもので、個人で耕作されていた〇〇さんが法人へ貸出されたものでございます。農地集積となるものでございます。

110番も新規のものではありますが、既に畦倒しをされ隣接地と一体的に耕作されていたものを貸借申請が整ったものでございます。

残り113番までは期間満了による更新のものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見ご質問がある方は挙手願います。

6番委員 はい。

議長 6番委員どうぞ。

6番委員 この貸借は、地域計画の予定の人との貸借でしょうか。農事組合法人だったりすれば問題ないと思いますけど、私も知らない人がいらっしゃるようですので。

議長 地域座談会で話あって委員等が周知をされていると思いますけど、そういった方以外は今回の分に入っていないのかということですね。

事務局 はい。地域計画の地図については、春に農林水産課より総会に出席され説明をしていただきました。その中で、考えとしては、認定農業者と中規模農家を目標地区に位置付け、小規模農家については、目標地図上、色はなく白くなっており目標が定まっていない農地とされております。

新たに小規模農家の貸借申請のものについては、中間管理権設定の申請を断ることはせず、農業委員会の要請があるものは貸借取り扱いをするとされております。

そして、これらの貸借の目標地図の取り扱いについては、年度末にまとめて修正を行い、毎年の見直しの中で整理されていくものと聞いているところです。

6番委員 分かりました。

議長 逆に疑問が湧いてきたのですが、座談会に出席されていない方がたくさんいらっしゃいますけど、個人毎に貸借を決められてこの審議に挙がってくるとなると地域の承認なしに契約が出来てしまうということになる。国の話では、地域の話し合いで決めなさいと言っているのに、話し合いなしに決まってしまう。

確認したいのですが、地域計画の話し合いに会場の案内はされましたか。

事務局 小さい農家には、案内は送っていなかったと思います。認定農業者や中規模農家への案内でした。

議長 認定農業者以外には、この制度の周知の徹底がされてない。そのため、認定農業者を強調し過ぎると分断するよということを農林水産課の職員に言ったし、言ってきたつもりです。水稻作は水で繋がっているの、分断されると水も分断されて困ってしまいます。しかし、作りたいという方がいらっしゃるのに断るとい、か、咎めるつもりもありませんけど。

他に何かございませんか。

(挙手なし)

質問なしとして採決に入ります。

議案第2号は、いつもどおり一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。
議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手確認)

ありがとうございます。

全員賛成で案どおりに決定します。

次に

議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長 転用の県許可案件が1件あっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 甘木山で公園墓地を経営されております〇〇寺から駐車場に転用したいとこのことで市街化調整区域でありますので、県許可案件となるものでございます。

申請地は、山の上にあたる場所で農振法上は白地であり、周辺に農地はなく農地区分は第2種農地でございます。利用目的は参拝者用の駐車場でございます。

転用について付すべき意見の有無のご審議程をお願いいたします。

議長 続きまして、担当地区委員の意見を聞きたいと思っております。

地区委員は、私ですので意見を述べます。

申請地は、草刈りはきちんとされておりますが、周辺状況から転用はやむを得ないと思える場所でしたので何ら問題ないと思っております。以上です。

議長 それでは審議に入ります。
質問がある方は挙手願います。

(挙手なし)

挙手がございませんので、採決に入ります。

特に意見もなく、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で付すべき意見もなく、許可相当に決定します。

次に

議案第4号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては1件の報告があっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1法人からの報告書を基に、各項目を総会資料にまとめており、いずれも適となっております。要件を満たしているか否か、ご審議の程をお願いします。

議長 事務局から説明がありました。審議に入ります。
質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
質問は無いようですので、採決に入ります。
満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
次の報告へ入ります。

議案第5号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 このことについては編入申請があっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。地権者3人より10筆の農地について、農用地編入申請が提出されており、市長より意見を求められているものでございます。
いずれも〇〇の樹園地の農地を農用地、いわゆる青地に編入し、中山間地域等支払交付金制度の対象とすることが目的でございます。
交付金対象となることで5年間の交付金受けとりが可能となるものでございます。
編入に対する意見のご審議をお願いします。

議長 審議に入ります。

何かご意見ご質問がある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしとして採決に入ります。

意見なしとする方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で意見なしに決定します。

報告第1号 農地法第18条による合意解約について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、議案第2号の促進計画での耕作者交代のための解約でございます。2番は、基盤整備計画が予定されております宮部のもので、残存小作が残ったままであることが判明し書類提出があったものでございます。3番は、議案第2号の促進計画での耕作者交代のためでございます。このため、耕作者不在となる農地はございません。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いものとし、次に進みます。

報告第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の届出申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。荒地となっていた農地で、この度、資材置場での転用でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、宅地の敷地内に畑として残っていたための地目整理でございます。
2番も登記地目整理のためで周辺は墓地で木が茂る場所でございます。
3番も登記地目整理のためで市営住宅地の跡でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

議長 以上で審議、報告を終わります。
これをもって第27回総会を終了いたします。

閉会

以上